

様式 17

保健福祉センター 受付印	大阪市保健所 受付印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

管理者氏名

診療用放射性同位元素備付届

標記について、医療法第15条第3項、同法施行規則第24条第8号及び同条第8号の2並びに同規則第28条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 医療機関名	
所在地	〒 電話 ()
備付(使用予定)日	令和 年 月 日
備付事項	1. 診療用放射性同位元素 2. 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(PET検査薬)
開設(変更)許可番号	- 号 令和 年 月 日

届出部数：2部(PET核種を製造する場合：3部)

保健福祉センター 受付印	大阪市保健所 受付印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

管理者氏名

診療用放射性同位元素変更届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条第11号並びに同規則第29条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 医療機関名	
所在地	〒 電話 ()
変更予定年月日	令和 年 月 日
変更事項	1. 診療用放射性同位元素 2. 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 (PET検査薬)
変更内容	1. 診療用放射性同位元素に関すること 2. 施設等 (使用室、貯蔵施設、廃棄施設、放射線治療病室) に関すること 3. 放射線従事職員に関すること
一部変更許可番号	- 号 令和 年 月 日

届出部数：2部 (PET核種を製造する場合：3部)

変更概要
(内容を具体的に)

変更前

変更後

1. 放射線診療装置等に関すること

用途^(注1) [承認済インビボ用・インビトロ用・治験用・特定臨床研究用・再生医療等用・先進医療用・患者申出療養用・院内調剤用]

1-1 本年の使用を予定する診療用放射性同位元素または陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（PET検査薬）に関する事項										
項目	種別 ^(注2)									
放射性同位元素の種類 ^(注3)										
放射性同位元素の形状 ^(注4)										
年間使用予定数量（MBq） ^(注5)										
3月間最大使用予定数量（MBq） ^(注5)										
1日最大使用予定数量（MBq） ^(注5)										
最大貯蔵予定数量（MBq） ^(注5)										

(注1) 一覧表は、用途毎に作成すること。用途は、該当するものに○印を記入すること。院内調剤用はPET用RIに限る。

【用途区分と根拠法令等】

- ・承認済インビボ用：医療法施行規則第24条第8号イ
- ・インビトロ用：医療法施行規則第24条第8号ロ
- ・治験用：医療法施行規則第24条第8号ハ(1)
- ・特定臨床研究用：医療法施行規則第24条第8号ハ(2)
- ・再生医療等用：医療法施行規則第24条第8号ハ(3)
- ・先進医療用及び患者申出療養用：医療法施行規則第24条第8号ハ(4)
- ・院内調剤用：医療法施行規則第24条第8号ニ

(注2) 種別欄には、診療用放射性同位元素または陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（PET検査薬）を記入すること。

両種使用の場合は、一覧表をそれぞれ作成すること。

(注3) 放射性同位元素の種類欄には、 ^{99m}Tc や ^{201}Tl 等の核種名を記入すること。

(注4) 放射性同位元素の形状欄には、気体・液体・固体等の状態を記入すること。

(注5) 数量は、「MBq」単位で記入すること。

1 - 2 診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
 を使用するための施設、設備等

管 理 室		有 ・ 無
インビボ	準 備 室	有 ・ 無
	処 置 室	有 ・ 無
	体外計測室 ()	有 ・ 無
	汚染除去室	有 ・ 無
	汚染検査室 (汚染検査場所)	有 ・ 無
	更衣設備	有 ・ 無
	待 機 室	有 ・ 無
	専用便所	有 ・ 無
	貯 蔵 室	有 ・ 無
	保管廃棄室 ()	有 ・ 無
	排気設備	有 ・ 無
	排水設備	有 ・ 無
	そ の 他 ()	有 ・ 無
P E T	陽電子準備室	有 ・ 無
	処 置 室	有 ・ 無
	陽電子待機室	有 ・ 無
	陽電子診療室	有 ・ 無
	陽電子操作室	有 ・ 無
	汚染除去室	有 ・ 無
	汚染検査室 (汚染検査場所)	有 ・ 無
	更衣設備	有 ・ 無
	専用便所	有 ・ 無
	貯 蔵 室	有 ・ 無
	管理区域内保管廃棄室	有 ・ 無
	排気設備	有 ・ 無
	排水設備	有 ・ 無
そ の 他 ()	有 ・ 無	

インビトロ	資料検査 準備室	有 ・ 無
	測定室 ()	有 ・ 無
	汚染除去室 (汚染除去場所)	有 ・ 無
	汚染検査室 (汚染検査場所)	有 ・ 無
	更衣設備	有 ・ 無
	貯蔵室	有 ・ 無
	保管廃棄室	有 ・ 無
	排気設備	有 ・ 無
	排水設備	有 ・ 無
	その他 ()	有 ・ 無
治療病室	放射線治療病室 (病棟 床)	有 ・ 無
	準備室	有 ・ 無
	汚染除去室	有 ・ 無
	汚染検査室 (汚染検査場所)	有 ・ 無
	更衣設備	有 ・ 無
	専用便所	有 ・ 無
	貯蔵室	有 ・ 無
	保管廃棄室	有 ・ 無
	その他 ()	有 ・ 無
1-3 陽電子断層撮影放射性同位元素に関する製造設備		
サイクロトロン設備		有 ・ 無
サイクロトロン製造核種		
PET製剤の供給法	製造会社名	()
	供給薬品名	()
	供給回数	(回/日)

2. 放射線診療室等に関すること (診療用放射性同位元素)

2-1 放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要		
主要構造部等の耐火構造又は不燃材料の必要性	則30の8-1	要 ・ 不要
使用室と準備室との区画	則30の8-2	有 ・ 無
出入り口の数 (常時使用出入り口は1箇所とする)	則30の8-4	適 ・ 否
使用室である旨の標識	則30の8-5	有 ・ 無
室名	準備室	処置室
内装材	天井	
	床	
	壁	
	扉	
画壁外側の実効線量が1 mSv/週以下となる措置	有 ・ 無	有 ・ 無
突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの状況	適 ・ 否	適 ・ 否
耐腐食性・耐浸透性	適 ・ 否	適 ・ 否
準備室に設ける洗浄設備	有 ・ 無	—
排水設備への連結(洗浄設備)	有 ・ 無	—
排気設備への連結 (フード・グローブボックス等)	有 ・ 無	—
室名	体外計測室	更衣設備
内装材	天井	
	床	
	壁	
	扉	
画壁外側の実効線量が1 mSv/週以下となる措置	有 ・ 無	有 ・ 無
突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの状況	適 ・ 否	適 ・ 否
耐腐食性・耐浸透性	適 ・ 否	適 ・ 否

室 名		汚染除去室	汚染検査室 (汚染検査場所)
内 装 材	天 井		
	床		
	壁		
	扉		
突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの状況		適 ・ 否	適 ・ 否
耐腐食性・耐浸透性		適 ・ 否	適 ・ 否
汚染除去用に必要な機材		有 ・ 無	有 ・ 無
排水設備への連結		有 ・ 無	—
排気設備への連結		有 ・ 無	有 ・ 無
汚染検査用放射線測定器		有 ・ 無 種類・名称 ()	
・更衣設備・更衣ロッカー ・その他 ()		有 ・ 無	
室 名		待 機 室	専用便所
内 装 材	天 井		
	床		
	壁		
	扉		
画壁外側の実効線量が1 mS v/週以下となる措置		有 ・ 無	有 ・ 無
突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの状況		適 ・ 否	適 ・ 否
耐腐食性・耐浸透性		適 ・ 否	適 ・ 否
排水設備への連結 (洗浄設備)		—	有 ・ 無
排気設備への連結 (フード・グローブボックス等)		—	—

2-2 放射線治療病室等の放射線障害の防止に関する構造設備の概要		
室名	放射線治療病室	手術室等
内装材	天井	
	床	
	壁	
	扉	
放射線治療病室である旨の標識		有 ・ 無
画壁外側の実効線量が1 mSv/週以下となる措置		有 ・ 無
突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの状況		適 ・ 否
汚染除去用に必要な機材		有 ・ 無
汚染検査用放射線測定器		有 ・ 無 種類・名称 ()
2-3 放射性同位元素使用室・放射線治療病室以外の使用施設に関する事項		
使用の場所	手術室	有 ・ 無
	集中強化治療病室	有 ・ 無
	心疾患治療病室	有 ・ 無
使用時の防護措置及び汚染防止措置	汚染検査用放射線測定器の準備	有 ・ 無
	汚染の有無の確認・測定結果の記録	有 ・ 無
	汚染の除去・機材及び薬剤の準備	有 ・ 無
	気体、液体が浸透・腐食しにくい構造	有 ・ 無
	他の患者の被ばくが100 μ Sv/w以下となる措置	有 ・ 無
	診療用放射性同位元素使用室	有 ・ 無
	診療用放射性同位元素使用室での実施 (使用RIの準備・汚染物処理)	有 ・ 無
管理責任者の選任 (管理体制の組織図)	有 ・ 無	

2-4 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要			
室名			
内装材	天井		
	床		
	壁		
	扉（甲種防火戸）		
貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画された構造	則30の9-1-1	適 ・ 否	
画壁外側の実効線量が1 m S v/週以下となる措置	則30の9-1-2	適 ・ 否	
主要構造部等の耐火構造	則30の9-1-3	有 ・ 無	
出入り口の数	則30の9-1-5	適 ・ 否	
閉鎖設備	則30の9-1-6	かぎ・その他（ ）	
貯蔵施設である旨の標識	則30の9-1-7	有 ・ 無	
		貯蔵容器	運搬容器
構造	耐火性	有 ・ 無	有 ・ 無
	その他		
貯蔵・運搬時における実効線量率が1mの距離において100 μ Sv/ h 以下となる措置		有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵容器・運搬容器の気密性		有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵容器・運搬容器の液体こぼれ防止措置		有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵容器・運搬容器である旨の標識		有 ・ 無	有 ・ 無
表示	種類	有 ・ 無	有 ・ 無
	数量	有 ・ 無	有 ・ 無
受皿・吸収剤その他汚染の広がりを防止するための設備又は器具		有 ・ 無	有 ・ 無

2-5 廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要			
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有 ・ 無	則30の11-1-1	
2-5-1 排水設備	則30の11-1-2		
	貯留槽	希釈槽	
容量及び基数	m ³ × 基	m ³ × 基	
	m ³ × 基		
	m ³ × 基		
排水口における平均濃度を濃度限度以下にする能力	有 ・ 無		
耐漏水性・耐浸透性・耐腐食性	有 ・ 無	有 ・ 無	
廃液流出調整設備	有 ・ 無	有 ・ 無	
廃液採取設備	有 ・ 無	有 ・ 無	
開口部設備（ふた等）	有 ・ 無	有 ・ 無	
立ち入り制限措置	有 ・ 無	有 ・ 無	
排水設備である旨の標識	有 ・ 無	有 ・ 無	
排水監視設備	有 ・ 無 種類・名称（ ）		
2-5-2 排気設備	則30の11-1-3		
排気設備の必要性	適 ・ 否		
排風機の能力及び基数	m ³ / h × 基		
排気浄化装置の種類・性能	・プレフィルター	：	
	・HEPA フィルター	：	%
	・チャコールフィルター	：	%
空気中の濃度を濃度限度以下とする措置	人が常時立ち入る場所	有 ・ 無	
	排気口	有 ・ 無	
耐漏水性・耐浸透性・耐腐食性	有 ・ 無		
汚染空気広がり防止装置（ダンパー）	有 ・ 無		
排気設備である旨の標識	有 ・ 無		
排気監視設備	有 ・ 無 種類・名称（ ）		

2-5-3 保管廃棄設備		則30の11-1-5
内装材	天井	
	床	
	壁	
	扉（甲種防火戸）	
閉鎖設備		かぎ・その他（ ）
主要構造部等の耐火性		有 ・ 無
保管廃棄設備である旨の標識		有 ・ 無
保管廃棄容器	耐火性	有 ・ 無
	気密性	有 ・ 無
	液体のこぼれ防止措置	有 ・ 無
	耐浸透性	有 ・ 無
	保管廃棄容器である旨の標識	有 ・ 無

2-6 放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要						
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示		患者あて 従事者あて	則30の13	有 有	・ ・	無 無
管 理 区 域	管理区域を設ける場所		則30の16	別添図面のとおり		
	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置			有	・	無
	立ち入り制限措置			有	・	無
	管理区域である旨の標識			有	・	無
	空気中の放射性同位元素の濃度が別表に定める濃度限度の1/10以下となる措置		則30の26-3	有	・	無
	放射性同位元素によって汚染される物の表面密度が別表に定める密度限度の1/10以下となる措置			有	・	無
敷地内居住区域の境界における実効線量が250μSv/3月以下となる措置		則30の17	有	・	無	
敷地の境界における実効線量が250μSv/3月以下となる措置が施されている			有	・	無	
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置		則30の19	有	・	無	
監視装置（エリアモニター）		則30の18	有	・	無	
取扱者の被ばく測定器の名称		30の18-2	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 種類・名称 ・ガラスバッチ ・OSL線量計 ・ポケット線量計 ・TLD ・フィルムバッジ </div>	無	
取扱者の被ばく防止用器具		則30の18-1	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 種類・名称 ・プロテクター ・鉛ブロック ・防護衝立 ・ ・ </div>	無	
2-7 使用施設の位置						
地くずれ、浸水のおそれ				有	・	無
2-8 診療用放射性同位元素又は汚染されたものの引き渡し先						
委託先・名称						

2-9 特別の理由による場合で、診療用放射性同位元素使用室において
 エックス線装置等を使用する場合の予防措置の概要

	CT装置を使用する	有 ・ 無
診療用放射性同位元素使用室	使用室名	
	エックス線診療室の構造設備基準	則30-4
	標 識 (エックス線装置を使用する旨の記載)	有 ・ 無
	注意事項の掲示 (放射線障害の防止に必要な注意事項掲示)	有 ・ 無
	利 用 内 容	(ア) 吸収補正用
		(イ) 重ね合わせ
操 作 室	有 ・ 無	

2-10 特別の理由による場合で、診療用放射性同位元素使用室において
診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する場合の
予防措置の概要

	診療用放射線照射器具又は 診療用放射線照射装置を使用する		有	・	無
診療用放射性同位元素使用室	使 用 室 名				
	利用目的が吸収補正用		適	・	否
	診療用放射線照射装置、 診療用放射線照射器具使用室 の構造設備基準	則30-6 則30-7	適	・	否
	診療用放射性同位元素使用室の放 射線障害の予防に関する予防措置	則28-4	適	・	否
	標 識 (診療用照射器具又は診療用照射装置を使用する旨の記載)		有	・	無
	防護衝立、防護スクリーン等防護措置		有	・	無
	放射線測定器・保管簿等		有	・	無
	運搬容器の有無		有	・	無
	管理責任者の選任・管理体制組織図の作成		有	・	無

2. 放射線診療室等に関すること (陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)

2-1 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止 に関する構造設備の概要		
主要構造部等の耐火構造又は 不燃材料の必要性	則30の8の2-1	適 ・ 否
陽電子診療室と準備室と 待機室の区画	則30の8の2-2	有 ・ 無
出入り口の数 (常時使用出入り口は1箇所とする)	則30の8の2-4	適 ・ 否
使用室である旨の標識	則30の8の2-5	有 ・ 無
室 名		陽電子準備室
内 装 材	天 井	
	床	
	壁	
	扉	
画壁外側の実効線量が1 mSv/週以下 となる措置		有 ・ 無
突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等 のすきまの状況		適 ・ 否
耐腐食性・耐浸透性		適 ・ 否
準備室に設ける洗浄設備		有 ・ 無
排水設備への連結 (洗浄設備)		有 ・ 無
排気設備への連結 (フード・グローブボックス等)		有 ・ 無
室 名		陽電子待機室
内 装 材	天 井	
	床	
	壁	
	扉	
画壁外側の実効線量が1 mSv/週以下 となる措置		有 ・ 無
突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等 のすきまの状況		適 ・ 否
耐腐食性・耐浸透性		適 ・ 否
		陽電子診療室

室 名		陽電子操作室	/
内 装 材	天 井		
	床		
	壁		
	扉		
画壁外側の実効線量が1 m S v/週以下となる措置		有 ・ 無	
突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの状況		適 ・ 否	
耐腐食性・耐浸透性		適 ・ 否	
室 名		汚染除去室	汚染検査室 (汚染検査場所)
内 装 材	天 井		
	床		
	壁		
	扉		
突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの状況		適 ・ 否	適 ・ 否
耐腐食性・耐浸透性		適 ・ 否	適 ・ 否
汚染除去用に必要な機材		有 ・ 無	有 ・ 無
排水設備への連結		有 ・ 無	—
排気設備への連結		有 ・ 無	有 ・ 無
汚染検査用放射線測定器		有 ・ 無 種類・名称 ()	
・更衣設備・更衣ロッカー ・その他 ()		有 ・ 無	
室 名		更衣設備	専用便所
内 装 材	天 井		
	床		
	壁		
	扉		
画壁外側の実効線量が1 m S v/週以下となる措置		有 ・ 無	有 ・ 無
突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの状況		適 ・ 否	適 ・ 否
耐腐食性・耐浸透性		適 ・ 否	適 ・ 否
準備室に設ける洗浄設備		有 ・ 無	有 ・ 無
排水設備への連結 (洗浄設備)		—	有 ・ 無
排気設備への連結 (フード・グローブボックス等)		—	—

2-2 放射線治療病室等の放射線障害の防止に関する構造設備の概要		
室名	放射線治療病室	
内装材	天井	
	床	
	壁	
	扉	
放射線治療病室である旨の標識		有 ・ 無
画壁外側の実効線量が1 mSv/週以下となる措置		有 ・ 無
突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの状況		適 ・ 否
汚染除去用に必要な機材		有 ・ 無
汚染検査用放射線測定器		有 ・ 無 種類・名称 ()

2-3 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の研修に関する事項			
放射線安全管理委員会の設置		則28-1-4 有 ・ 無	
診療放射線技師	陽電子断層撮影診療に関する研修修了の書類	則28-1-4 有 ・ 無	
	陽電子断層撮影診療に関する安全管理に従事		有 ・ 無
医師・歯科医師の経歴	従事者が常勤職員	則28-1-5 有 ・ 無	
	陽電子断層撮影診療に関する安全管理の責任者		有 ・ 無
	核医学診断の経験を3年以上		有 ・ 無
	陽電子断層撮影診療全般に関する研修修了の書類		有 ・ 無

2-4 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要			
室名			
内装材	天井		
	床		
	壁		
	扉（甲種防火戸）		
貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画された構造	則30の9-1-1	適 ・ 否	
画壁外側の実効線量が1 m S v/週以下となる措置	則30の9-1-2	適 ・ 否	
主要構造部等の耐火構造	則30の9-1-3	有 ・ 無	
出入り口の数	則30の9-1-5	適 ・ 否	
閉鎖設備	則30の9-1-6	かぎ・その他（ ）	
貯蔵施設である旨の標識	則30の9-1-7	有 ・ 無	
室名		貯蔵容器	運搬容器
構造	耐火性	有 ・ 無	有 ・ 無
	その他		
貯蔵・運搬時における実効線量率が1mの距離において100 μ Sv/ h 以下となる措置		有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵容器・運搬容器の気密性		有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵容器・運搬容器の液体こぼれ防止措置		有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵容器・運搬容器である旨の標識		有 ・ 無	有 ・ 無
表示	種類	有 ・ 無	有 ・ 無
	数量	有 ・ 無	有 ・ 無
受皿・吸収剤その他汚染の広がりを防止するための設備又は器具		有 ・ 無	有 ・ 無

2-5 廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要		
画壁外側の実効線量が1 mSv/週以下となる措置	則30の11-1-1	有 ・ 無
2-5-1 排水設備	則30の11-1-2	
	貯留槽	希釈槽
容量及び基数	m ³ × 基	m ³ × 基
	m ³ × 基	
	m ³ × 基	
排水口における平均濃度を濃度限度以下にする能力	有 ・ 無	
耐漏水性・耐浸透性・耐腐食性	有 ・ 無	有 ・ 無
廃液流出調整設備	有 ・ 無	有 ・ 無
廃液採取設備	有 ・ 無	有 ・ 無
開口部設備（ふた等）	有 ・ 無	有 ・ 無
立ち入り制限措置	有 ・ 無	有 ・ 無
排水設備である旨の標識	有 ・ 無	有 ・ 無
排水監視設備	有 ・ 無 種類・名称（ ）	
2-5-2 排気設備	則30の11-1-3	
排気設備の必要性	有 ・ 無	
排風機的能力及び基数	m ³ / h × 基	
排気浄化装置の種類・性能	・プレフィルタール : - ・HEPA フィルタール : % ・チャコールフィルタール : %	
空気中の濃度を濃度限度以下とする措置	人が常時立ち入る場所	有 ・ 無
	排気口	有 ・ 無
耐漏水性・耐浸透性・耐腐食性	有 ・ 無	
汚染空気広がり防止装置（ダンパー）	有 ・ 無	
排気設備である旨の標識	有 ・ 無	
排気監視設備	有 ・ 無 種類・名称（ ）	
2-5-3 保管廃棄	則30の11-1-6	
管理区域内廃棄施設	有 ・ 無	
他の放射性同位元素の混入防止又は付着防止の措置及び表示	有 ・ 無	
保管廃棄方法	（ ）	

2-5-4 保管廃棄設備		則30の11-1-5
内 装 材	天 井	
	床	
	壁	
	扉（甲種防火戸）	
閉鎖設備		かぎ・その他（ ）
主要構造部等の耐火性		有 ・ 無
保管廃棄設備である旨の標識		有 ・ 無
保 管 廃 棄 容 器	耐 火 性	有 ・ 無
	気 密 性	有 ・ 無
	液体のこぼれ防止措置	有 ・ 無
	耐 浸 透 性	有 ・ 無
	保管廃棄容器である旨の標識	有 ・ 無

2-6 放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要						
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示		患者あて 従事者あて	則30の13	有 有	・ ・	無 無
管 理 区 域	管理区域を設ける場所		則30の16	別添図面のとおり		
	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置			有	・	無
	立ち入り制限措置			有	・	無
	管理区域である旨の標識			有	・	無
	空気中の放射性同位元素の濃度が別表に定める濃度限度の1/10以下となる措置		則30の26-3	有	・	無
	放射性同位元素によって汚染される物の表面密度が別表に定める密度限度の1/10以下となる措置			有	・	無
敷地内居住区域の境界における実効線量が250μSv/3月以下となる措置		則30の17	有	・	無	
敷地の境界における実効線量が250μSv/3月以下となる措置が施されている			有	・	無	
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置		則30の19	有	・	無	
監視装置（エリアモニター）		則30の18	有	・	無	
取扱者の被ばく測定器の名称		則30の18-2	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 種類・名称 ・ガラスバッチ ・OSL線量計 ・ポケット線量計 ・TLD ・ </div>	無	
取扱者の被ばく防止用器具		則30の18-1	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 種類・名称 ・プロテクター ・鉛ブロック ・防護衝立 ・ ・ </div>	無	
2-7 使用施設の位置						
地くずれ、浸水のおそれ				有	・	無
2-8 診療用放射性同位元素又は汚染されたものの引き渡し先						
委託先・名称						

2-9 特別の理由による場合で、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室においてエックス線装置等を使用する場合の予防措置の概要

	PET-CT複合装置を使用する	有 ・ 無
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室	使用室名	
	エックス線診療室の構造設備基準	則30-4
	標識 (エックス線装置を使用する旨の記載)	有 ・ 無
	注意事項の掲示 (放射線障害の防止に必要な注意事項掲示)	有 ・ 無
	利用内容	(ア) 吸収補正用
		(イ) 重ね合わせ
		(ウ) CT単独撮影
	適切な放射線防護体制の確立 (CT単独撮影のみ)	有 ・ 無
操作室の有無	適 ・ 否	

2-10 特別の理由による場合で、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室において
診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する場合の予防措置の概要

	診療用放射線照射器具又は 診療用放射線照射装置を使用する		有	・	無
陽 電 子 断 層 撮 影 診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 使 用 室	使 用 室 名				
	利用目的が吸収補正用		適	・	否
	診療用放射線照射装置、 診療用放射線照射器具使用室 の構造設備基準	則30-6 則30-7	適	・	否
	貯蔵する施設の基準	則30-8	適	・	否
	運搬する容器の構造基準	則30-9	適	・	否
	陽電子断層撮影診療用放射性同位 元素使用室の放射線障害の予防に関 する予防措置	則28-4	適	・	否
	標 識 (診療用照射器具又は診療用照射装置を使用する旨の記載)		有	・	無
	防護衝立、防護スクリーン等防護措置		有	・	無
	放射線測定器の有無		有	・	無
	管理責任者の選任・管理体制組織図の作成		有	・	無

2. 放射線診療室等に関すること（インビトロ）

2-1 診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要			
主要構造部等の耐火構造又は不燃材料の必要性	則30の8-1	要	・ 不要
使用室と準備室との区画	則30の8-2	有	・ 無
出入り口の数 (常時使用出入り口は1箇所とする)	則30の8-4	適	・ 否
使用室である旨の標識	則30の8-5	有	・ 無
汚染検査室である旨の標識	則30の11-4	有	・ 無
室名		準備室	測定室
内装材	天井		
	床		
	壁		
	扉	甲種防火戸	
画壁外側の実効線量が1 mSv/週以下となる措置		有	・ 無
突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの状況		適	・ 否
耐腐食性・耐浸透性		適	・ 否
準備室に設ける洗浄設備		有	・ 無
排水設備への連結（洗浄設備）		有	・ 無
排気設備への連結 (フード・グローブボックス等)		有	・ 無
室名		汚染除去室	汚染検査室 (汚染検査場所)
内装材	天井		
	床		
	壁		
	扉	甲種防火戸	
突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの状況		適	・ 否
耐腐食性・耐浸透性		適	・ 否
汚染除去用に必要な機材		有	・ 無
排水設備への連結		有	・ 無
排気設備への連結		有	・ 無
汚染検査用放射線測定器		有 ・ 無 種類・名称 ()	
・更衣設備・更衣ロッカー ・その他 ()		有	・ 無

3. 放射線診療従事者等に関すること

放射線診療に従事する医師・歯科医師の氏名、経歴等		
氏名	職種	放射線診療に関する経歴
年 月 日生		資格取得年月日： 免許証番号：第 号

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

添付書類

1. 病院・診療所の全体図面
 2. 使用室等の隣接部（上下階を含む）の平面図
 3. 使用室、排水処理施設、排気設備等の詳細図面
 4. 貯留槽、希釈槽の詳細図面
 5. 排風機、排気浄化装置の詳細図面
 6. 給水、排水及び吸気、排気の経路図面
 7. 遮蔽、濃度等の計算書及び計算位置を示した図面
 8. 管理区域、標識の位置を示した図面
 9. 廃棄物容器貸与書の写
 10. 用途が治験用、特定臨床研究用、再生医療等用、先進医療用及び患者申出療養用の場合は、以下に掲げる該当する項目の書類
 - (1) 治験計画届出書の写し、又は治験契約書の写し
 - (2) 特定臨床研究実施計画書の写し
 - (3) 再生医療等研究計画書の写し
 - (4) 先進医療実施届出書及び添付書類等の写し並びに近畿厚生局通知書の写し
 - (5) 保険外併用療養申出書及び添付書類等の写し並びに近畿厚生局通知書の写し
 11. その他参考となる資料
- 以下については陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（PET検査薬）の備付、変更等を行なう場合には添付すること
- 12. 放射線安全委員会の設置を証明する書類**
13. 診療放射線技師が陽電子断層撮影診療に関する所定の研修を修了したことを証明する書類
 14. 医師又歯科医師が以下に掲げるすべての項目を証明する書類
 - (1) 当該病院又は診療所の常勤職員であること
 - (2) 陽電子断層撮影診療に関する安全委員会の責任者であること
 - (3) 核医学診断の経験を3年以上有していること
 - (4) 陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了していること

(注) 様式サイズはA4判とする。

保健福祉センター 受付印	大阪市保健所 受付印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

管理者氏名

診療用放射性同位元素廃止届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条第13号並びに同規則第29条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 医療機関名	
所在地	〒 電話 ()
廃止年月日	令和 年 月 日
廃止理由	1. 医療機関の閉鎖 〔閉鎖・移転・組織変更・その他 () 〕 2. 放射性同位元素のみ廃止
廃止事項	1. 診療用放射性同位元素 2. 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(PET検査薬)

届出部数： 2部

廃止届に関すること

廃止した診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関すること					
項目					
放射性同位元素の種類					
放射性同位元素の形状					
廃止時の数量 (Bq)					
廃止した理由					
廃止後の処分方法					

* 廃止時に残った診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を譲渡した時は受領書の写しを添付する。

様式 20

保健福祉センター 受付印	大阪市保健所 受付印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

管理者氏名

診療用放射性同位元素措置届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条第13号並びに同規則第29条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 医療機関名	
所在地	〒 電話 ()
届出事項	1. 診療用放射性同位元素 2. 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(PET検査薬)
廃止年月日	令和 年 月 日
措置年月日	令和 年 月 日

届出部数： 2部

廃止後の措置に関すること

廃止した診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療放射性同位元素の措置に関すること	
(2) 放射性同位元素による汚染検査及び汚染除去の概要	(則30条の24-1)
(2) 放射性同位元素によって汚染されたものの譲渡又は廃棄の概要	(則30条の24-2)
保管 廃棄	<p>保管廃棄物量 (B q)</p> <p>保管廃棄方法</p>
廃 棄	<p>廃棄物量 (B q)</p> <p>廃棄方法(譲渡先の名称・所在地)</p>
放射性同位元素、陽電子断層撮影診療放射性同位元素廃止後の使用室、治療病室、貯蔵施設及び廃棄施設等の用途	

- * 1. (1) については、汚染検査及び汚染除去後の測定結果の写しを添付する。
 2. (2) については、受領書の写しを添付する。

様式 21

保健福祉センター 受付印	大阪市保健所 受付印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

管理者氏名

診療用放射性同位元素翌年使用予定届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条第9号並びに同規則第28条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 医療機関名	
所在地	〒 電話 ()
届出事項	1. 診療用放射性同位元素 2. 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(PET検査薬)

届出部数： 2部

用途^(注1) [承認済インビボ用・インビトロ用・治験用・特定臨床研究用・再生医療等用・先進医療用・患者申出療養用・院内調剤用]

項目		種別 ^(注2)										
翌年の使用予定数量	放射性同位元素の種類 ^(注3)											
	放射性同位元素の形状 ^(注4)											
	年間使用予定数量 (MBq) ^(注5)											
	3月間最大使用予定数量 (MBq) ^(注5)											
	1日最大使用予定数量 (MBq) ^(注5)											
	最大貯蔵予定数量 (MBq) ^(注5)											
本年使用数量	年間使用数量 (MBq) ^(注5)											
	3月間最大使用予定数量 (MBq) ^(注5)											
	1日最大使用予定数量 (MBq) ^(注5)											
	最大貯蔵数量 (MBq) ^(注5)											

(注1) 一覧表は、用途毎に作成すること。用途は、該当するものに○印を記入すること。院内調剤用はPET用RIに限る。

【用途区分と根拠法令等】

- ・承認済インビボ用：医療法施行規則第24条第8号イ
- ・インビトロ用：医療法施行規則第24条第8号ロ
- ・治験用：医療法施行規則第24条第8号ハ(1)
- ・特定臨床研究用：医療法施行規則第24条第8号ハ(2)
- ・再生医療等用：医療法施行規則第24条第8号ハ(3)
- ・先進医療用及び患者申出療養用：医療法施行規則第24条第8号ハ(4)
- ・院内調剤用：医療法施行規則第24条第8号ニ

(注2) 種別欄には、診療用放射性同位元素または陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（PET検査薬）を記入すること。両種使用の場合は、一覧表をそれぞれ作成すること。

(注3) 放射性同位元素の種類欄には、^{99m}Tcや²⁰¹Tl等の核種名を記入すること。

(注4) 放射性同位元素の形状欄には、気体・液体・固体等の状態を記入すること。

(注5) 数量は、「MBq」単位で記入すること。